

基調講演

国際的な規制・会計動向と金融機関 ERMへの影響

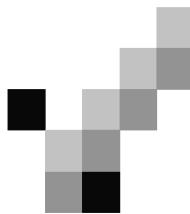
金融庁監督局保険課長 白川 俊介 氏

【酒井】 それでは、基調講演に移らせていただきたいと存じます。基調講演は、金融庁監督局保険課長の白川俊介様に、「国際的な規制・会計動向と金融機関 ERMへの影響」と題しまして、お話をいただきたいと存じます。白川様のご略歴をご紹介させていただきます。白川様は現在、金融庁監督局保険課長であられます。1986年東京大学法学部を卒業後、同年大蔵省にご入省されました。90年には、米国コロンビア大学院修士課程をご修了されていました。その後、金融監督庁監督部保険監督課課長補佐、金融担当大臣秘書官、財務省理財局で国債企画官、財政投融資企画官、計画官をご歴任されました。さらに、金融庁総務企画局国際室長を経て、2010年7月よりご現職にあられます。共著には『バーゼルⅡと銀行監督』等がおありになられます。それでは、白川様、よろしくお願ひ申し上げます。

【白川】 ご紹介ありがとうございました。改めまして、金融庁監督局保険課長の白川と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。まず、日本保険・年金リスク学会がかくも盛大なフォーラムを開催されましたことを、心よりお祝い、お喜び申し上げたいと思います。私のような者がこのような盛大な場で基調講演をさせていただくということ是非常に身に余ることかとは思ったのですけれども、私たちの保険監督行政においても非常に大事なテーマであるということを考えまして、恥ずかしながらこの

場に来させていただいたということでございます。

日本保険・年金リスク学会(JARIP)主催フォーラム
「ソルベンシーⅡと保険会社のERM」



国際的な規制・会計動向と 金融機関ERMへの影響

2011年3月11日
金融庁監督局保険課長 白川 俊介

本日は、私からは、国際的な規制会計動向が金融機関、なかんずく保険会社のリスク管理に与える影響について、まずは概説的なお話をさせていただきたいと思っておりますので、むしろそれをきっかけにして、この後のさまざまな講演やパネルディスカッションで、より深く金融機関保険 ERM の問題について議論が深まっていくことを強く期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

目次

I. 国際的な動き

1. 保険負債の時価会計に向けた動き
2. 欧州ソルベンシーⅡの動向
3. ソルベンシーⅡの同等性評価
4. IAISによるコムフレーム策定

II. 我が国の対応

5. 国際会計基準への対応
6. ソルベンシー規制の短期的見直し
7. 連結財務健全性基準の導入
8. フィールドテストの実施
9. 保険検査マニュアルの改定とERM

III. 今後の課題

10. 経済価値ベースの枠組み作りに向けて

それでは、私からは、今日は、目次にございますとおり、まず国際的な動きについて、会計の話、それからソルベンシーⅡの監督規制の話についてお話しして、その後、「我が国の対応」というところで、そのような国際的な動きを踏まえて、わが国においてどのような対応、もしくはどのような方向で規制等を考えていこうとしているかということについてお話し申し上げ、最後に「今後の課題」ということで、経済価値ベースの枠組み、これは国際的な流れでありますし、今後の金融機関の経営にとって非常に大事な課題だと考えておりますけれども、そのような枠組み作りに向けて現時点で考えております課題は何かということについて、若干個人的な考えも含めて述べさせていただきたいと思っております。

I. 国際的な動き

はこの問題の端緒になったといいますか、一番嚆矢となった国際的な動きではないかということでございます。これは1997年3月、右側の関連事項に書いてございますけれども、国際会計基準理事会の前身に当たる、当時は委員会と言っていましたが、こちらがすべての金融資産・負債を時価評価するという国際会計基準の流れについて、論点書を公表したというところからスタートしております。その後、2009年11月に、まずは資産サイドの側でIASBが新しい金融商品会計基準、IFRSの9号と呼ばれるものを公表して、まずは資産サイドの時価会計についての案が固まりました。それに対して、保険負債のほうは左側になりますけれども、2010年7月に公開草案が公表され、2011年6月、今年の6月ですけれども、最終基準化が見込まれているわけでございます。ただ、ここのタイミングは、ちょうど今のIASBの議長でありますDavid Tweedieさんが退任されるタイミングに重なっているものですから、この後3ヶ月というタイミングでどのように最終基準案がまとまるのかというところを、各國ともかたずをのんで見守っています。ただ見守っているだけではなくて、いろいろな意見もどんどん飛び交っているというような状況で、目が離せない状況かと思われます。

1. 保険負債の時価会計に向けた動き

IASB(国際会計基準理事会)での保険会計の検討経緯及び今後の見込み

保険プロジェクト(IASC及びIASB)	関連事項
1997年4月 (IASC)	1997年3月 IASBが全ての金融資産・負債を時価評価する論点書公表
金融商品の会計から独立して、保険契約会計の検討を保険契約プロジェクトにて開始	
1999年12月 論点書公表、保険負債を資産と同様に時価評価することを志向	
2002年5月 (IASB) 保険契約プロジェクトをフェーズI(最大公約数基準※)とフェーズII(単一基準※)に分けることを決定	2002年7月 EUが2005年から域内上場企業の連結財務諸表についてIFRS採用の義務付けを決定
2007年5月 フェーズIIに関する論点書を公表	
	2009年11月 IASBが新しい金融商品会計基準(IFRS第9号)を公表
2010年7月 公開草案公表	
2011年6月 最終基準化見込み	2013年 新金融商品会計強制適用

※ フェーズI: 2005年の欧州でのIFRS適用を見込み、各国の保険契約処理を認める暫定基準
※ フェーズII: 本格的に保険負債の時価評価に踏み込み、通用国において共通の内容とするもの

4

現行保険負債とIASB保険負債の違い

項目	現行	IASB公開草案
将来キャッシュフロー	①保守的な将来前提(中途変更しない)(注1) ②事業費は責任準備金の外枠(発生時に費用処理)	①最も確からしい将来前提(毎期見直し) ②事業費を将来CFに含めて負債計算に含める(毎期見直し)
割引率	③契約時に予定した利率で計算(ロックイン)	③決算時の金利水準で計算(ロックフリー)
リスク・マージン	④明示的な計算をしない	④CFの不確定性に備えて明示計算(毎期再計算)
残余マージン	⑤明示的な計算をしない	⑤契約時点で明示計算(時の経過に従い償却計算)(注2)
決算時の負債	⑥保守的な将来前提に基づく将来CFを契約時の割引率で割り計算した金額	⑥現在計算+リスク・マージン+残余マージンで構成される金額

CF:キャッシュフロー

(注1)追加責任準備金を認識する場合を除く。

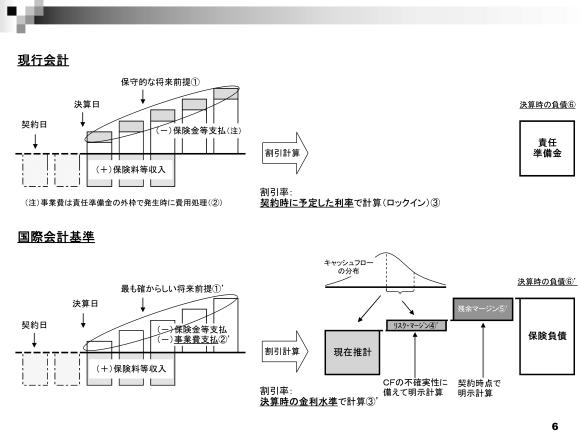
(注2)保険金及び給付金のパターンによって、別のパターンの方がより適切となる場合を除く。

5

では、まず「国際的な動き」ということで、レジュメは4ページになりますけれども、保険負債の時価会計に向けた動きというものが、何を置いてもまず

その次の5ページでございますけれども、もう皆さんご案内のことかと思いますけれども、現行保険

負債とIASBの保険負債の違いを簡単に、おさらいも兼ねてまとめてみました。簡単に言いますと、左側の将来キャッシュフローの見方や割引率の考え方、リスク・マージン、残余マージンという新しい概念が入ってきたり、決算時の負債についても考え方方が変わっているということですけれども、わかりやすく図示したもの次の6ページに掲げてみました。



6

これをごらんいただきますと、現行会計のところで、まず①の「保守的な将来前提」というところが、この先のキャッシュフローの棒グラフの上に乗ってくるわけですけれども、ここの部分について、現行会計は保守的な将来前提を置いているということでございます。ある程度、ベスト・エスティメイトを上回る部分を見込んで、最初から責任準備金を計算しようとしています。それに対して、国際会計のほうは、下の②'のところになりますけれども、ベスト・エスティメイトといいますか、最も確からしい将来前提に立って将来のキャッシュフローを見込みます。ここがまず一つめの違いになろうかと思います。

二つめの違いは事業費の取り扱いでございまして、これにつきましては、現行会計では、注のところに書いてありますけれども、事業費は責任準備金の外枠で扱い、発生時に費用処理をするということでございまして、この処理の仕方についてさまざまなもの

法があるということかと思います。それに対して、国際会計基準のほうは下の事業費支払い、②'としてありますが、これは将来のキャッシュフローの中に織り込んで計算しているというところが二つめの違いかと思っております。

三つめが割引率の取り扱いでございまして、現行会計は契約時に予定した利率で計算する、いわゆるロックインを前提にしているわけですけれども、国際会計基準のほうは、割引率については決算時の金利水準で計算するということで、毎期見直していくことになります。ここが三つめの違いかと思います。

それから、四つめ、五つめは似たような話ですけれども、国際会計基準で新たな要素を織り込んだものがリスク・マージンと残余マージンということでおざいまして、リスク・マージンについては、キャッシュフローの不確実性に備えてあらかじめ明示的に計算するということです。それから、残余マージン、いわゆる収益の源泉になる部分については、契約時点で明示的に計算して負債に積んでいて、それを毎期解放していくという形になることが今回の違いかと思っております。

業績を表示する報告書(P/L)の違い

現行(生保モデル)			
	上期	下期	Total
保険料等収入	500	500	1,000
投資収入	40	38	78
総収入(a)	540	538	1,078
保険金等支払	60	875	935
責任準備金繰入	△ 421	△ 421	0
費用	40	40	80
総費用(b)	521	494	1,015
利益(a)-(b)	19	44	63

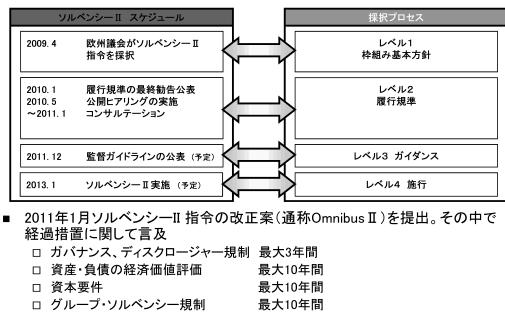
公開草案(マージンモデル)			
	上期	下期	Total
リスク・マージン	21	26	47
残余マージン	13	13	26
保険マージン(a)	34	39	73
実績による修正(b)	△ 10	△ 10	△ 20
見積り変更(c)	△ 20	0	△ 20
投資収入	40	38	78
保険負債の利息	△ 25	△ 23	△ 48
正味利息及び投資(d)	15	15	30
利益(a)+(b)+(c)+(d)	19	44	63

(注)保険料等収入、保険金等支払は、注記で開示

次に大きな問題が、業績を表示する報告書の違いということで、7ページにモデル例を出しております。いわゆるP/Lにおける違いでございます。簡単に申しますと、左側の現行については、保険料収入から始まって、支出のほうは保険金の支払いもそ

のまま表示するということで、毎期のお金の流れを比較的そのまま示すものが現行のモデルだということかと思います。他方、右側の国際会計基準の公開草案を見ますと、こちらはむしろバランスシートを前提にして、そのバランスシートの変化している部分を表示するのがP/Lということで、業績の表示の仕方が大きく変わってくるわけでございます。とりわけ問題になってきますことは、ブルーで示している右側の公開草案の項目の中でも、見積もりの変更というところがございまして、毎期、そのときそのときの金利の変動によって、ボラティリティーがここに生じてくるという問題が、負債を時価評価する際の大きな問題、論点になっているのではないかと見ていくところでございます。

2. 欧州ソルベンシーIIの動向(1)



以上が会計の話でございますが、次が健全性規制でございまして、欧州ソルベンシーIIの動向を8ページに示しております。左側を見ていただきますと、ソルベンシーIIのスケジュールということで、2009年4月に欧州議会がいわゆるレベル1と言われている指令を採択して、ここでソルベンシーIIの枠組み、基本方針というものがもう既に決まっておりまして、現在はそれをさらに精緻化する、細則を決めることがコンサルテーションにかかっているという状況かと思っております。2011年、今年の12月にはそのレベル3の監督ガイドラインが公表される予定でございまして、実施については2013年1月を予定し

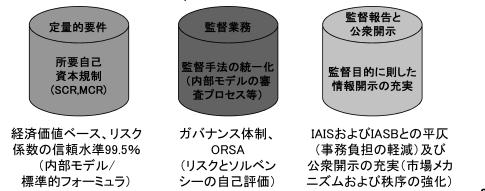
ているということでございます。ただ、これにつきましては、下半分に書きましたけれども、2011年、今年の1月に、ソルベンシーII指令の改正案、Omnibus IIというものが欧州で提出されまして、その中で経過措置に対する言及がございました。いろいろございますけれども、要するに3年から10年間の経過措置を導入するということも新たに発表されておりまして、これを見ますと、例えば中小の保険会社に対しては、実施の時期が若干余裕を持って後ろずれする可能性もあるかと考えております。

2. 欧州ソルベンシーIIの動向(2)

■ 特徴

- リスクベースの資産・負債管理
- 連結ベースのグループ監督
- 社内リスク管理モデルの開発
 - そのプロセス展開を通して、既存の量的監督システムの拡大
 - 必要とされる要件を通して、監督システムに定性的側面を付加

■ ソルベンシーII 3つの柱



次が欧州ソルベンシーIIの特徴でございますけれども、ご案内のとおり、リスクベースの資産・負債管理、連結ベースでの監督、社内リスク管理モデルの開発という、三つの要素があろうかと思っております。さらに、ソルベンシーIIの三つの柱がございまして、第一の柱としては、定量的な要件として所要自己資本規制が決まっておりまして、その基準としましては、信頼水準99.5%と定められているところです。二つめの柱は監督業務ということですけれども、これは監督手法の統一化が求められておりまして、ガバナンスの体制等が今後、評価の対象になっていくということでございます。三つめの柱が、必ずしもディスクロージャーのみというわけではないのではないかと思っているのですけれども、監督当局に対する報告と公衆への開示ということが立てられているということでございます。これを見ます

と、バーゼルⅡで決められている三つの柱とは少しニュアンスを異にしている部分があるかと考えられます。

3. ソルベンシーⅡの同等性評価（1）

- グループ監督上の整合性を確保するため、EU域外の第三国に本拠を有する保険会社の保険業務に対して同等性評価を2013年1月の施行までに実施
- 2010年10月末に日本はスイスとバミューダと共に再保険分野での第1次同等性評価対象国とされ、約40週あまりをかけてEIOPAはECへの勧告案を策定

<これまでの経緯>

- 2009年12月： CEIOPSから同等性評価に関する評価項目の勧告ドラフトが発表
- 2010年3月： 同等性評価に関する評価項目の最終勧告
- 2010年9月末： 同等性評価におけるメソドロジー案の公表
- 2010年10月末： スイス、バミューダと共に、日本は再保険分野の第一次評価国に選出
- 2011年1月： 日本から欧州保険年金機構(EIOPA)へ、クエスチヨナを提出

10

次の10ページをごらんいただきたいのですけれども、ソルベンシーⅡについては、EU国内で実施することが目的ですけれども、域外の国での実施の監督の状況との整合性を確保する必要があるという問題意識から、同等性評価というものを実施することをEUの当局は明らかにいたしております。これは、EU以外の第三国に本拠を有する保険会社の保険業務に対するものでございまして、2013年1月の施行までに実施するとされています。われわれ日本の取り扱いですけれども、昨年10月末に、スイスおよびバミューダとともにこの同等性評価の対象国になりました。内容としては、再保険分野だけを対象にするということですが、いずれにせよ、この第1次の同等性評価対象国にされたということは、私どもとしてはこれはよかったと思っておりまして、まだ結果が出ているわけではありませんけれども、少なくとも同等と評価する可能性があるということで対象国に選ばれたものだと考えております。ただ、その後40週余りをかけて、新しい欧州の保険監督当局であるEIOPAというところが欧州委員会へ勧告案を策定することになっておりまして、私どもとしては、ここで再保険の分野についてソルベンシーⅡと同等の規制をしているということを、今後しっ

かり説明していく必要があるということでございます。

3. ソルベンシーⅡの同等性評価（2）

■ 主な評価プリンシップ

- 監督当局の権限及び責任
- 免許要件
- ガバナンス制度
- 事業の変更の評価
- ソルベンシー評価
- 監督上の協力、情報交換及び職務上の守秘義務

■ 移行措置案

- 2011年1月、欧州委員会は移行措置案を含む、ソルベンシーⅡ指令の改正案（通称Omnibus II）を欧州議会に提出。
- 第三国による同等な規制の導入へのコミットメント等を条件として、最大5年間の移行措置期間を明記。

11

どのようなところでそれが評価されるかということが次の11ページでございまして、主な評価プリンシップといたしまして、監督当局の権限・責任、免許要件、ガバナンス制度、事業の変更の評価、ソルベンシー評価、それから監督上の協力、情報交換、守秘義務、これらの項目が立てられておりまして、それについて各国の監督の制度、枠組みが同等かどうかということが評価されるわけでございます。金融庁も、今年の1月末に英文で約50ページの回答書を提出したところでございまして、基本的にはこのほとんどの項目について、われわれとしては特に問題なく同等だと認められるというように自信を持っています。ただ、今の日本の規制の枠組みではソルベンシーⅡと明確に一致しない部分としては、下から二つめのソルベンシー評価の基準の中に、先ほど出てきました信頼水準99.5%だという基準がございます。これについては、日本は新しい短期の見直しをした後でも95%というものを今掲げているところでございまして、ここには違いがあります。それから、二つめの問題としては、資産・負債をトータルなバランスシートで経済価値評価するということが基準に上がっているわけですけれども、その部分は現在、フィールドテストをして検討中ということございます。われわれとしては、今そちらの方

向性に向けて努力しているということをしっかりと説明していきたいと思っております。ただ、移行措置案というのもこの同等性評価の中にはございまして、これは移行措置案の下の□でございますけれども、第三国において同等な規制導入のコミットメントがあれば、それを条件として最大5年間の移行措置というものを認めるということが明記されておりますので、われわれとしては、再保険以外の分野も含めて、当面、日本の市場で活動されている保険会社ですとか、もしくはヨーロッパで活動されている保険会社に大きな支障は生じないようになるのではないかと考えております。

4. IAISによるコムフレーム策定

- 2009年6月、金融危機を踏まえた対応として、保険グループの監督のための共通の枠組みの策定に向けた調査を開始。
- 2010年7月、IAISは、「国際的に活動する保険グループ(IAIG)の効果的な監督のための共通の枠組み(ComFrame)」の策定作業を開始。
- 2013年6月末までに枠組みの策定を行い、その後、影響度調査を実施予定
- ComFrameの目的
 - ①国際的に活動する保険グループの監督手法を構築
 - ②監督上の協力の基礎となる枠組みを設ける
 - ③規制・監督の国際的なコンバージェンスの達成
- 5つの柱(①適用対象、②グループ構造及びビジネス、③定量・定性要件、④監督上の協力、⑤適用方法)について、基準(standards)等を設定

12

それから、12ページはIAISによるコムフレームの策定についてでございます。IAISというものは世界の保険監督機関の連携を取る国際機関でございますけれども、そこでバーゼルの銀行規制を一つのモデルとしながら、国際的に活動する保険グループに対するできる限り共通の監督に枠組みを作っていく目的で、一昨年あたりからこのような動きが活発化しております。五つの柱というものが書いてございますけれども、適用の対象、グループ構造、定量・定性要件、監督上の協力、適用方法等について基準を策定すべく、現在このIAISでは議論が重ねられているところでございます。私どもとしては、そのようなIAISにおける国際的な基準作りにも十分目を配りながら、国内の基準作りをして

いく必要があるということかと思っております。

II. 我が国の対応

13

以上が国際的な動きです。次に「我が国の対応」について、駆け足になるかもしれません、ご紹介してまいります。

5. 国際会計基準への対応

我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書
(中間報告)(平成21年6月30日企業会計審議会)[抜粋]

(1)強制適用の判断の時期

強制適用に当たっては、実務対応上必要な期間として、強制適用の判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要になるものと考えられる(すなわち2012年に強制適用を判断する場合には、2015年又は2016年に適用開始)。

14

まず、14ページを見ていただきますと、「国際会計基準への対応」ということで、もう皆さんよくご存じのことかと思いますけれども、平成21年6月に出た企業会計審議会で、今後の国際会計基準の取り扱いについての意見書が出ておりまして、そこで強制適用の判断の時期としては2012年に判断するということを前提として、2015年または2016年に適用開始というタイムフレームが示されているところでございます。

(2) 非上場企業への任意適用の取扱い

非上場企業に対し任意にIFRSでの財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるものと考えられる。

(3) 個別財務諸表の取扱い

上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用に加えて、上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業のものを含む。）へ適用することについては、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。

15

ただ、これは基本的には上場企業の連結の決算に対する適用の話でございまして、これ以外に非上場企業への任意適用をどうするのか、それから、個別の財務諸表の取り扱いをどうするのか、このようなことでもあわせて検討していく必要があるということがうたわれております。

平成22事務年度 保険会社等向け監督方針[抜粋]

2. リスク管理の高度化の促進

(2) ソルベンシー評価の見直し等

③ 國際会計基準審議会(IASB)における保険契約に係る国際会計基準の見直し作業(23年最終基準化予定)を踏まえ、我が国においても中期的な保険監督会計のあり方について検討を進める。

また、最終基準化の前にあっても、現行の国際会計基準との間の必要なコンバージェンスに向けて検討を進める。

16

次に、16ページをごらんいただきたいのですけれども、このような会計の動きを踏まえて、私ども金融庁の監督局としてもリスク管理の高度化を進めていかなければいけないということで、監督方針というものを、ここ何年かはおそらく連続で出していますけれども、ソルベンシー評価の見直しも行っているかなければいけません。特に、IASBにおける保険負債の時価会計化の状況を踏まえて、今後の中期的な保険監督会計のあり方についても検討を進めるということをうたっているところでございます。

6. ソルベンシー規制の短期的見直し

① 見直しまでの経緯

平成8年4月	新保険業法施行（ソルベンシー・マージン比率導入）
平成11年4月	保険会社に対する早期是正措置制度の導入
平成16年12月	「金融改革プログラム」の検討課題
平成18年11月	ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム設置
平成19年4月	検討チームの報告書公表
平成20年2月	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」公表・意見募集
平成20年秋～	大和生命の破綻（10月）、金融危機
平成21年8月	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」公表・意見募集
平成21年12月	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等を公表・パブリックコメント実施
平成22年4月	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等を公布

17

17ページが、今度は会計を離れてソルベンシー規制、監督規制のほうでございます。まず、短期的な見直しというものを行っているところでございまして、これは、ルールは平成22年4月に保険業法施行規則の一部改正を行いまして、内容はもう固めたところでございます。

② 改正の具体的内容

【リスク計測の厳格化及び精緻化】

- (1) 各リスク係数の信頼水準を引き上げ（90%→95%）
- (2) 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
- (3) 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルにより算出（現行は全社一律のリスクモデルにより算出。）
- (4) 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出（現行は、生保30%、損保20%で一律）
- (5) ヘッジ取引によるリスク削減効果についてはヘッジ効果が有効なものに限定
- (6) 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引にかかる信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化

【マージン算入の厳格化】

- (1) 保険料積立金等余剰部分のマージンの算入制限の導入（保険計理人の指摘等に基づき債務履行に不可欠とされた追加責任準備金のマージン不算入、それ以外の部分について負賃性資本調達手段等（資本性の高い一定のものを除く）と合算して中核の支払能力を限度とする算入制限を導入）
- (2) 線越欠損金等に係る線延税金資産の算入制限の導入（新設会社を除く）等

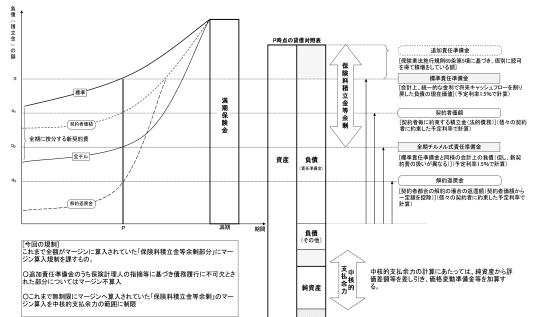
【その他】

- SM比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加

18

18ページにその改正の具体的な内容を掲げているところでして、大きく分けて、まず、リスクの把握のほうはリスク計測を厳格化いたしまして、各リスク係数の信頼水準を、先ほども申しましたけれども、従来90%だったものを95%に引き上げる等々の厳格化を図っております。次に、マージン算入のほうも、分子も厳格化しております、保険料積立金等余剰部分の算入制限や線延税金資産の算入制限等を行っております。

(参考)責任準備金の種類、契約者価額及び解約返戻金の関係と今回の規制



19

③ 短期的な見直しの位置づけと施行時期

(1) 位置付け

現行規制の枠組みの下で、その信頼性向上の観点から喫緊の課題に対応。

(2) 施行時期

- 平成24年3月期末実施（新しい基準でのソルベンシー・マージン比率を早期に正措置の指標として使用）
- 平成23年3月期末参考開示
 - * 平成23年3月期末から新しい基準でのソルベンシー・マージン比率を示す旨を改正規則に規定。
 - * 監督指針において、新しい基準でのソルベンシー・マージン比率についての契約者等への早期周知等の観点から、23年3月期末からの開示が望ましい旨規定。

20

これを実施するのは来年の3月期ということでございます。これは20ページに書いておりますけれども、今回の見直しの位置づけといたしましては、まずは喫緊の課題に対応するということで、経済価値ベースのルールの導入は中期的な課題と位置づけて、それに至らない喫緊の課題にまずは対応したということでございます。24年3月期から施行するわけですけれども、今年の3月期、23年3月期も、参考情報としてディスクロージャーをしてもらうというように考えております。

7. 連結財務健全性基準の導入

① 導入理由

- (1) 保険グループについて、グループ内の他の会社が借り入れにより調達した資金で保険会社の増資を行う事例への対応。

- (2) 今次の金融危機の教訓として、グループ内の他の会社の経営悪化に起因する問題が保険会社に危機を招きかねないことに鑑み、金融グループ規制構築の必要性がG20等の国際的な議論の場で指摘されていることへの対応。

⇒ 以上の目的から、平成22年5月、導入のための法律が成立。

21

次に、21ページでございますが、連結の財務健全性基準の導入です。これもあわせて対応したいと考えております。理由といたしましては、グループ内の他の会社が借り入れによって調達した資金で、子会社である保険会社の増資を行っているような事例がありましたし、国際的に見ましても、(2)に書いてございますけれども、今次金融危機の教訓として、グループ内の他の会社の経営悪化に起因する問題が保険会社に波及するという可能性にかんがみまして、G20という場で国際的な議論として、連結ベースの規制の導入ということが求められたわけでございます。このようなことから、平成22年、昨年5月に法律を策定し、成立させたところでございます。

② 規制の具体的内容

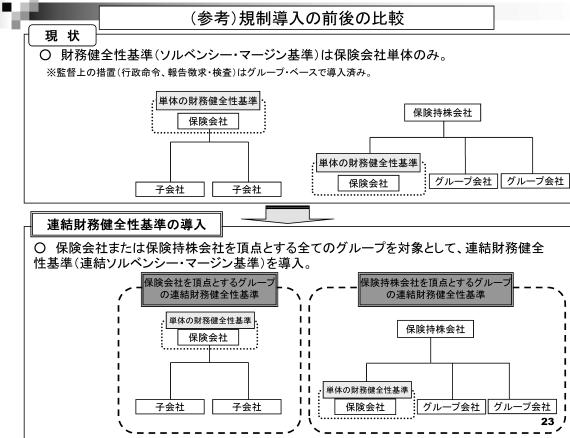
- 保険持株会社及び保険会社を頂点とする全ての保険グループについて、連結ベースのソルベンシー・マージン比率（連結SM比率）の計算を行い、早期に正措置の指標として使用。但し、(i) 中間持株会社についての計算は対象外、(ii) 少額短期保険業者を頂点とするグループへの規制導入は当面見送り、とする。
- 連結SM比率計算の対象範囲は、会計上の取り扱いに合わせる。ただし、今般の規制導入の経緯を踏まえ、金融子会社（銀行、証券等の子会社）については、常に連結SM比率計算の対象に含める（連結SM比率の分子であるマージンから資本控除等によるリスク量を差し引く）。
- マージン（分子）の計算については、連結財務諸表の純資産を基として、単体SM比率のマージン（分子）と同様に計算する。但し、(i) のれん等は、純資産から控除（銀行規制と重複を合わせた取扱い）、(ii) 海外保険子会社等の各種準備金等についても海外規制でマージン算入が認められている場合に算入、とする。
- 海外保険会社等のリスク（分母）の計算については、原則として単体SM比率のリスク（分母）と同様に計算する。但し、保険リスク、最低保証リスク及び資産運用リスクについては、連結SM比率の固有のリスク計算方法として、一定の簡便法及び海外規制に基づくリスク量を用いる方法を選択肢として導入。また、他の業態（銀行又は証券会社等）の健全性規制に服している子会社については、当該健全性規制におけるリスク量の使用を許容。

○ 施行時期は平成24年3月期末

22

22ページにその具体的な内容を書いております。パブリックコメントによるご意見はもう受け付けたところでございます。今月末になる前に、その結果

を含めて公表しようと考えております。具体的な内容としましては、連結ベースでソルベンシー規制を計算していただくわけですけれども、決して過大な負担を保険会社の方におかけしようという趣旨ではございませんので、できる限り簡便な手法も入れようということで、例えば一つめの○の3行めに書いてありますとおり、中間持株会社については計算の対象外にするということです。それから、三つめの○の(ii)のところですけれども、海外保険子会社の各種準備金については、いちいちそれが日本の規制に照らしてどうかということはぎりぎり問わないで、海外規制でマージン算入が認められているのであれば、それは算入してもよいとしようということです。それから、リスク計算のほうにつきましても、四つめの○ですけれども、例えば上から3行めですけれども、一定の簡便法、それから海外規制に基づくリスク量を使うことも認めようということです。このようなことを選択肢として導入しております。それから、保険会社以外の業態、証券会社や銀行などをそのグループの中に抱えている会社もあるわけですけれども、これらについては、それぞれの業態の健全性規制におけるリスク量の使用をそのまま受け入れようというようなことで、できる限り、その計算方法については簡素な、簡潔にできる選択肢を用意しているつもりでございます。これにつきましても、先ほどの短期的な見直しとあわせて来年の3月期から施行する予定でございます。



23ページにその概念図を示しております。

③ 海外での検討状況

【IAIS（保険監督者国際機構）】

- 平成22年7月、「国際的に活動する保険グループの効果的な監督のための共通の枠組み(ComFrame)」の策定作業開始（平成25年6月末まで）。
- 策定後、影響度調査を実施。

【EU（欧州連合）】

- 平成25年1月、グループベースのソルベンシー規制である「ソルベンシーII」を導入予定。

【その他】

- カナダ、オーストラリア等で導入。

24

比較的日本は早めにこの連結規制を入れるほうになるわけですけれども、海外においても、最初から申し上げているとおり、EUのソルベンシーIIがございますし、カナダやオーストラリアでも導入の事例が見られるということでございます。

8. フィールドテストの実施

【趣旨・目的】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の検討に際しては、保険会社の十分な実態把握と専門的・実務的な観点からの検討が必要。
- そこで、各保険会社において試行的に経済価値ベースの保険負債等の計算を行い、その対応状況や計算過程での問題点等を把握し、今後の検討に活用。

【概要】

- 全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債評価や資産負債一体的な金利リスク計測等を実行し、その過程での問題点等の報告をアンケート形式で求める。
- 計算方法、基礎率等の前提条件は当局から一律に指定。信頼水準は短期的見直し後の水準（基本的には95%）。
- 併せて、内部モデル等についてもアンケートを実施。
- なお、具体的な計算方法等は非公表（実施の事実は公表）。

【スケジュール】

- 平成22年6月 全保険会社に試行依頼
- 平成22年12月 回答期限
- 平成23年3月目処 結果概要の公表

25

25ページに移っていただいて、フィールドテストというもの現在行って、これも今月末にその結

果の概要を公表しようとしております。これは、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に当たっては、十分な実態把握、実務的な検討というものが不可欠だと考えておりますので、試行的に経済価値ベースの保険負債等の計算を行っていただいておりまして、その過程でいろいろ見つかってきた問題点を踏まえて問題に対処して、規制の導入に備えようという考えでございます。概要のところに書いてございますとおり、全保険会社を対象に経済価値ベースの保険負債評価等を行ったところでございますが、これはもう本当に私は特筆すべきことだと思うのですけれども、全保険会社からきちんと回答を得たところでございまして、私どもとしては、それがもちろん100%の回答でないことは当然でございますけれども、少なくとも保険負債の時価評価を前提とした規制への移行について、十分、各社とも準備を始めておられるということを考えているところでございまして、結果の概要についてはあとしばらくお待ちいただきまして、月末には公表したいと思っております。

9. 保険検査マニュアルの改定とERM

① カテゴリーの再整理

- 「内部管理態勢」を「経営管理態勢」に変更
⇒ 経営管理が全体として有効に機能しているかを検証するための項目として加筆・整理
- 「統合的リスク管理態勢」を新設（21年6月の監督指針改正を反映）
⇒ 保険会社が直面するリスクを統合的に管理する態勢を検証するための項目を加筆・整理

※ 経済価値評価に基づく資産・負債の総合的な管理等に関する検査項目を加筆。

改定前	改定後
内部管理態勢	経営管理態勢
法令等遵守態勢	法令等遵守態勢
保険資本管理態勢	保険資本管理態勢
顧客又は被保険者管理態勢	顧客又は被保険者管理態勢
財務の健全性・保険計画管理態勢	財務の健全性・保険計画管理態勢
商品開発管理態勢	商品開発管理態勢
保険引受けリスク管理態勢	保険引受けリスク管理態勢
資産運用リスク管理態勢	資産運用リスク管理態勢
オペレーション・リスク等管理態勢	オペレーション・リスク等管理態勢

（注）「財務の健全性・保険計画管理態勢」は「統合的リスク管理態勢」に整理したほか、「商品開発管理態勢」は「経営管理態勢」や「保険引受けリスク管理態勢」等に整理。

26

それから、26ページの検査マニュアルの改定も、これまた最近行いました。これは、「カテゴリーの再整理」と書いておりますけれども、「内部管理態勢」という標題でこれまで考えていた検査の着眼点を、「経営管理態勢」という、より包括的なタイトルに変えまして、経営管理が全体として有効に機能

しているのかを検証するための項目として再整理しております。それから、二つめの〇に書きましたけれども、「統合的リスク管理態勢」を新設いたしました。これは、21年6月に検査マニュアルに先立って監督指針の改正を行っておりますけれども、それを反映したものでございまして、これによって監督検査の足並みをそろえて、保険会社が直面するリスクを統合的に管理する態勢を検証することになるということでございます。検査マニュアルについては、この4月から適用になるということでございます。

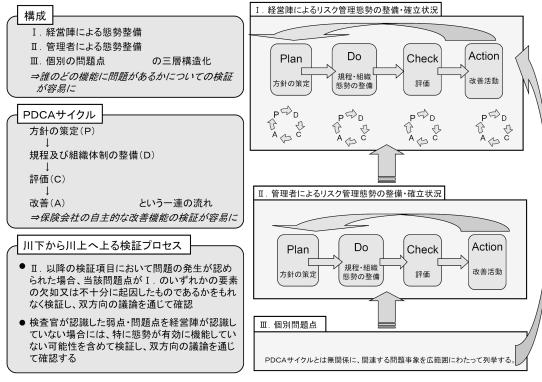
② 統合的リスク管理態勢の検証

■ 検査マニュアルにおける定義

- 「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受けや保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。
- 保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。

27

その検査マニュアルにおいて、肝心の統合的リスク管理態勢についてどう書いてあるかということでございますけれども、27ページですけれども、「『統合的リスク管理』とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受けや保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう」と定義しております、さらに、「保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である」と指摘しているところでございます。



28

具体的には 28 ページにポンチ絵の形で示しておりますけれども、経営陣によるリスク管理態勢の整備・確立状況を、特に PDCA サイクルがきちんと回るようになるかというところに着目して、しっかり検証していきたいと考えております。

III. 今後の課題

29

10. 経済価値ベースの枠組み作りに向けて

ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム報告書(平成 19 年 4 月 3 日)【抜粋】

4. 経済価値ベースのソルベンシー評価

(1) ソルベンシー評価の方向性

保険会社のソルベンシー評価を行う際には、企業価値を示す指標が重視されているとの観点から、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経済価値ベースでのソルベンシー評価を行うことが、計測手法として整合的であると考えられる。

（中略）

我が国における経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に向けた検討や試行を十分なスピード感をもって進めていく必要がある。

30

以上が今までの金融庁での対応状況でございますけれども、ここからが難しいのですが、では、今後どうしていくのかというところでございます。こ

れにつきましては、いい指針をいただいておりまして、30 ページに載せましたけれども、今日来ておられます森本さんもご参加いただきました、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」というものが平成 19 年 4 月に出ております。そこを見ますと、今すべきことが書いてございまして、4 の (1) ですが、「保険会社のソルベンシー評価を行う際には、企業価値を示す指標が重視されているとの観点から、経済価値ベースでの資産価値とその負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経済価値ベースでのソルベンシー評価を行うことが、計測手法として整合的であると考えられる。我が国における経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に向けた検討や試行を十分なスピード感をもって進めていく必要がある」ということで、保険課長として大きなプレッシャーを受けているところでございます。

【経済価値ベースのソルベンシー規制の利点】

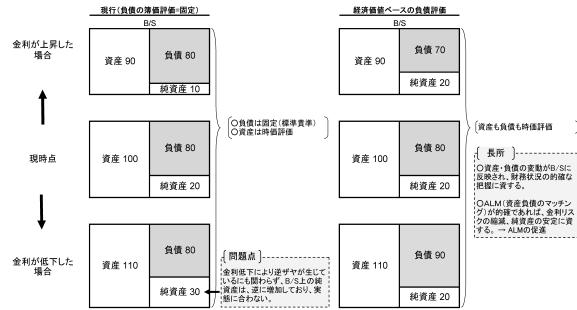
- (1) 資産、負債及びリスク・エクスポージャーを現時点における経済価値によって評価することにより、保険会社の財務状況を適正かつ信頼可能な情報により提供できる。
- (2) 資産及び負債を一体的に時価（経済価値ベース）で管理することにより、例えば金利リスクについても資産負債両面について統一的に計測できるようになり、保険会社の ALM（資産負債の総合管理）の促進及びリスク管理の高度化に資する。

31

そこで、私どもの考えるこの経済価値ベースのソルベンシー規制の利点でありますけれども、読み上げることはしませんけれども、2 点あろうかと思います。一つは、経済価値によりトータルに評価することによって、保険会社の財務状況がより適正に表示され、信頼可能な情報が提供できるのではないかということです。二つめは、資産と負債を一体的に時価で管理することによって、これは日本の保険会

社、生保にとっては特にそうかもしれませんけれども、金利リスクについて統一的に計測できるようになって、保険会社の ALM の促進やリスク管理の高度化に資するという、この 2 点が大きな利点ではないかと考えているところでございます。

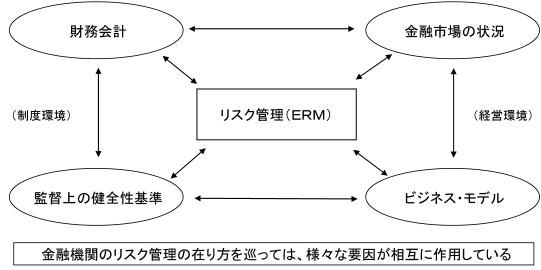
【経済価値ベースの保険負債評価】(ALMが実施されているモデルケース)



32

それで、もうここは釈迦に説法のような話ですけれども、では、先ほどの二つめの ALM とどのような関係があるのかということで、金融庁の中でもいろいろ理解度に差のある職員もいるものですから、説明する際に使っているポンチ絵ですけれども、このポンチ絵の例は ALM が実施されているモデルケースとして、左側は現行の体系ではどうなのかということですけれども、金利が上昇した場合は純資産が小さくなり、逆に、金利が低下すれば純資産が 20 から 30 にふえるというようなことで、これはなぜそのようなことになるかといいますと、負債は固定されてあるにもかかわらず資産は時価評価されているためこのようなことが生じるわけですが、結果として、問題点に書いてあるとおり、金利低下により逆ザヤが生じているにもかかわらず、バランスシート上の純資産は逆に増加して、全く経済的な評価と違う、実態に反した形になってしまふということで、これを経済価値ベースの負債評価にするとこのような問題が生じないので ALM の促進になるということが、われわれとしても特にこれを進めていきたい理由であります。

【リスク管理（ERM）を取り巻く環境】



33

ただ、それはもちろんそうなのですけれども、だからといって、一足飛びに経済価値ベースのほうの枠組み、評価に行ってよいのかという、今度は現実論があろうかと思います。そこで何を考えているかということを、33 ページにその要素だけを書いてみたのですけれども、これまでのリスク管理、ERM を取り巻く環境として、左側に制度環境、右側に経営環境の大きな要素を書いたわけです。左側の制度環境のほうを見ていただきますと、日本の場合は財務会計と監督上の基準というものが一体となって、要するに保険業法で保険会社の会計について規定するというような形で、非常に整合性の取れた形でこれまで進んできました。一方、右側の経営環境のほうを見ていただきますと、金融市场の状況やビジネスモデルはそれなりに日本固有の状況というものがあるのではないかでしょうか。例えば、金融市场の状況を見ますと、超長期の ALM を進めるためにまず必要な超長期国債がどれほどあるのでしょうか。私はちょうど 3 年ほど前に理財局において国債企画官をしておりまして、そのとき 30 年債までしかなかったものを 40 年債の発行というものにかかわったわけですけれども、そのときにも、保険会社や年金におけるライアビリティ・ドリブン・インベストメントの動きを踏まえながら、この超長期国債の整備が必要だと、もしくは、イールド・カーブについても、当時はまだでこぼこしていたわけですけれども、リ

スク管理にふさわしいような非常にスムーズなイールド・カーブをかけるようにするために、どのような国債管理政策があるのかというようなことを検討しておりましたけれども、そのような環境が非常に大事になってくるわけです。一方で、ビジネスモデルにつきましては、例えば日本においては、終身保険のように超長期の保険を求める契約者のニーズは、これまた非常に強いものがあります。このような非常に難しい環境の中で、どのようにこれを経済価値ベースのほうにしていくかということは、これらさまざまな要因が相互作用しているということを十分念頭に置きながら検討する必要があると考えているところです。

【経済価値ベースの枠組みを検討するための座標軸】

誰の視点で？	監督当局 or 金融サービス利用者 or 投資家
何を目標に？	安定性・(経営との)親和性 or 適時性・比較可能性
どの範囲を対象に？	一律適用 or 部分適用 （連結 ←→ 単体 上場 ←→ 非上場 国際(大規模) ←→ 國内(中小規模)）

経済価値ベースの枠組みは、こうした座標軸のシフトを伴ういるため、新たな基準・規制の円滑な導入に向けて、様々な角度からの十分な検討が必要

34

最後のページに、そこで、その座標軸というのを考えてみたのですけれども、例えばだれの視点でと言われますと、これまでどちらかといいますと、保険に関する枠組みは監督当局の視点でした。監督当局の視点は金融サービスの利用者をバックにした視点だったと思いますけれども、それが、今求められていることは、より投資家の目線が求められていくという、このような座標軸のシフトというのはあるのではないかでしょうか。

次に、何を目標にということも考えてみたのですけれども、これまでどちらかといいますと、例えば生保会社の場合はそれが顕著ですけれども、相互会社としての経営の安定性など、そのような相互会

社の経営との親和性というようなことはかなり重視されていたかと思うのですけれども、そこから、より適時性、タイムリーな情報なのか、それから、横並びで見て本当に比較可能な情報なのかというようなことが重視される方向に変化しつつあると考えるわけでございます。

次に、どの範囲を対象にということですが、これまで、先ほど申し上げましたように、監督会計と財務会計が全く一致するような中で、非常に一律の適用というものが当然視されてきたわけですけれども、今後は連結と単体をどのように考えるのか、上場企業と非上場をどうするのか、本当に国際的に活動する保険会社と国内だけの保険会社が同じでいいのかというようなことも議論していかざるを得ないのではないかと考えておりますし、経済価値ベースの枠組みはこのような問題を十分念頭に置きながら、しかし、新たな基準・規制を円滑に導入する必要は、先ほど申し上げましたように、プレッシャーを強く受けておりますので、素早く、しかし慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

大変つたない話で、また、駆け足になりましたけれども、ご容赦いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【酒井】 白川様、どうもありがとうございました。大変難しく、また専門的な内容を、包括的に、非常にわかりやすく、かつ限られたお時間の中でご説明いただきまして、本当にどうもありがとうございました。今回、白川様より質疑応答のお時間をいただいております。限られた時間の中ではございますが、大変貴重な機会でございますので、皆様に自由に意見交換なりもしていただければと存じます。ご質問は手短に簡潔にしていただきまして、どうぞ、皆様より挙手していただいて、お願ひしたいと思います。ご講演者、パネリストの方々からも、何でも結構で

ございますので、よろしくお願ひできればと思ひます。どうぞ。

【質問者1】 どうもありがとうございました。欧州の話の中で、いわゆる3本の柱というお話を出ていました。その中で、第2の柱というところですね。多分、このあたりで資料の中にもORSAなどということが書かれていたり、内部モデル的な部分の意識も置いているのかと思ったのですけれども、今回、検査マニュアル等も改訂されていく中で、わが国として、第2の柱というものに対して今後どのような意識を置いていくとされているか、個人的な見解でも結構ですので、コメントをいただければと思います。

【白川】 まだ検討中でございますので、かなりの部分が個人的見解になるかとは思いますけれども、この第2の柱が非常に大事といいますか、むしろ一番大事ではないかとわれわれ当局としては考えております。といいますのは、単にいくら高い信頼水準であっても、何か数字で出てきたものを、経営陣が何も理解せずに、それを単に数字として受けとめて、経営自体はそのリスクの把握とは全く関係なくされてしまうのであれば、これは言ってみれば絵にかいだもちのようなことでございまして、われわれ監督当局としてみれば、むしろそのような数字的に、定量的に出てきたものを参考にして、第2の柱でいかにリスクとリターンを考えて経営を行っていくのかというところを重視していきたいと思っております。

【質問者2】 ありがとうございました。プレゼンテーションの中で、バーゼルとソルベンシーIIの3つの柱というフレームワークの中に少し違いがあるというようなコメントをされたのですけれども、差し支えなければ、そのあたりのところを少し補足いただ

ければありがたいと思います。

【白川】 バーゼルのほうは、第1の柱のところは一緒だと思うのですけれども、第2の柱のところは、何といいますか、第1の柱で十分把握できなかった、例えば金利リスクのことや、定量的な把握も含めて第2の柱で扱っている部分があるのですけれども、ソルベンシーIIの第2の柱のほうは、より定量と、ORSAといいますか、ガバナンスの問題とをくっきり分けている部分があるということが一つと、もう一つは、第3の柱のところについては、監督への報告はバーゼルのほうは特には意識していないくて、むしろディスクロージャーによる市場規律を重視した柱だったと思いますけれども、それに対して、この欧州ソルベンシーIIの第3の柱は、監督当局への報告の項目のことも含めて強化していくことを第3の柱と呼んでいるような気がいたしました。ただ、そのような柱の中での少しの入り繰りはあるのですけれども、全体を通して見ますと、同じような思想でしようとしているなとは思っております。

【質問者3】 今日は貴重な講演をありがとうございます。1点、関係がわかりにくいで、教えていただければと思うのですが、EUのソルベンシーIIにおける第三国の同等性評価のところと、IAISが進めているコムフレームというものは、直接は関係ないのでしょうかけれども、何かねらいとするところなどを教えていただければと思います。

【白川】 EUのソルベンシーIIは、何といいますか、国際的な共通の規制の枠組みができるのを期待して、できる限りそれを前提としたいのだと思いますけれども、当面、それにかかわらず一方的にみずから基準をベースにして、ほかの国の保険監督の規制が同等かどうかを評価しようというバイラテラル

な手法だと思うのです。それに対して、IAIS で議論しているコムフレームは、マルチラテラルな監督当局間の議論・協議によって世界で共通の枠組みを作っていくことということですので、考え方としてはコムフレームのほうが民主的だと思うのです。だから、われわれはいつも IAIS の議論を決して毛嫌いすることなく、日本の保険会社の実情も踏まえた世界共通のルールができるように、積極的にかかわっていきたいと思っているのですけれども、一方で、EU の同等性評価のほうは、やや、手法としては、言葉遣いが難しいのですけれども、余り好きな手法ではない、われわれとしては好ましい手法とは言い切れないのですけれども、ただ、現実に国際的なこのような監督のルールを作っていくと思うと、どこかリードするような国や地域があって旗を振るということも現実には必要なところもありますので、われわれとしては、対等な立場で EU の同等性評価に対してはきちんと主張、対応していきたい、このように思っております。

【酒井】 白川様には本当にお忙しい中、貴重なお話をいただきました。皆様よりお礼の拍手を改めてお願いしたいと存じます。